

契 約 書 別 紙
兼 重 要 事 項 説 明 書



訪問看護ステーションそらから

訪問看護・介護予防訪問看護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 カラーズハウス
主たる事務所の所在地	〒813-0062 福岡県福岡市東区松島4丁目1番15号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 徳久 徹也
設立年月日	平成27年9月7日
電話番号	092-981-2057

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション そらから	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒861-2106 熊本県熊本市東区東野3丁目16-17	
電話番号	(TEL) 096-201-3511 (FAX) 096-201-3758	
指定年月日・事業所番号	2025年4月1日指定	4 3 9 0 1 9 2 6 2 1
管理者の氏名	高橋 陽子	
通常の事業の実施地域	熊本市、嘉島町、益城町、菊陽町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、365日24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数	従業員の職種	勤務形態・人数
看護師	常勤 4人 非常勤 2人	理学療法士	常勤 1人、非常勤 4人
准看護師	常勤 0人 非常勤 3人	作業療法士	常勤 1人、非常勤 0人
		言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 1人

7. 利用料

介護保険

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2～3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分】利用者負担金（自己負担額1割の場合）

介護保険 ()は介護予防		サービス内容略称	単位数	金額	負担額	
訪問 看護 費	20分未満	訪問看護 I1	314 (303)	3,140円 (3,030円)	314円 (303円)	
	30分未満	訪問看護 I2	471 (451)	4,710円 (4,510円)	471円 (451円)	
	30分以上1時間未満	訪問看護 I3	823 (794)	8,230円 (7,940円)	823円 (794円)	
	1時間以上1時間30分未満	訪問看護 I4	1,128 (1,090)	11,280円 (10,900円)	1,128円 (1,090円)	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1回あたり 20分	訪問看護 I5	294 (284)	2,940円 (2,840円)	294円 (284円)
		1回あたり 40分	訪問看護 I5×2	588 (568)	5,880円 (5,680円)	588円 (568円)
		1回あたり 60分	訪問看護 I5・2超×3	795 (426)	7,950円 (4,260円)	795円 (426円)
	早朝(6時～8時) 夜間加算(18時～22時)			基本単位の 25%増		
深夜加算(22時～翌朝6時)			基本単位の 50%増			

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。(1単位：10,000円(熊本県⇒その他級地))

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は20分以上の定期的訪問看護が行われている場合に可能です。

(注4) 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合は、基本単位の×90/100。50人以上にサービスを行う場合は基本単位の×85/100。

(注5) 前年度の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合若しくは、緊急時訪問看護加算・特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない場合、1回あたり8単位の減算となります。
また、介護予防訪問看護での理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問が利用を開始した日の属する月から起算して12月を超え、かつ上記減算が適用されていない場合は1回あたり5単位の減算、適用されている場合は1回あたりさらに15単位の減算となります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

介護保険（介護予防も同様）		サービス内容略称	単位数	金額	負担額	
加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	複数名訪問加算Ⅰ ※1	254	2,540円	254円	
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		402	4,020円	402円	
	同時に複数の看護補助者が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	複数名訪問加算Ⅱ ※1	201	2,010円	201円	
	同時に複数の看護補助者が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		317	3,170円	317円	
	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	長時間訪問看護加算	300	3,000円	300円	
	中山間地域において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本単位の5%増			
	新規に訪問看護計画書を作成した利用者へ初回の指定訪問看護を行った場合（1月につきI又はIIのいずれか）	I 病院、診療所等から退院した日に初回訪問	初回加算（I）	350	3,500円	350円
		II 病院、診療所等から退院した日の翌日以降に初回訪問	初回加算（II）	300	3,000円	300円
	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り	退院時共同指導加算 ※2	600	6,000円	600円	
	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	緊急時訪問看護加算（II）	574	5,740円	574円	
	上記に加え、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている	緊急時訪問看護加算（I）	600	6,000円	600円	
	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	特別管理加算Ⅰ ※3	500	5,000円	500円	
		特別管理加算Ⅱ ※3	250	2,500円	250円	
	死亡日および死亡日前の14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）要支援者は算定対象外	ターミナルケア加算	2500	25000円	2,500円	
当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	看護・介護職員連携強化加算 ※4	250	2,500円	250円		
当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	サービス提供体制強化加算 ※5	（イ）6	60円	6円		
		（ロ）3	30円	3円		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合	50	500円	5円		

イまたはロの看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	イ 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師 ※6	専門管理加算	250	2,000円	250円
	ロ 特定行為研修を修了した看護師※7				
情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の死亡診断加算を算定する利用者(※8)について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合		遠隔死亡診断補助加算	150	1,500円	150円
事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関およびケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合(1月につき)		口腔連携強化加算	50	500円	50円
介護職員等処遇改善加算			総単位数の1.8%		

- ※1. 複数名訪問加算の対象となるのは、下記の方で、ご利用者の同意を得て算定します。
(1)利用者の身体的理由により1人の看護師などによる訪問看護が困難と認められる
(2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる
(3)その他の利用者の状況などから判断して、(1)または(2)に準ずると認められる
- ※2. 退院時共同指導加算：病院や介護施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたって、訪問時看護師が施設に出向き医師・看護師などと共同して居宅における療養上必要な指導も行った場合に、月1回(特別管理加算の場合は2回まで)算定します。
- ※3. 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。
(Ⅰ)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
(Ⅱ)在宅自己腹腔灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡がある状態、点滴注射を3日以上行う必要があると認められた状態
- ※4. 看護・介護職員連携加算：医師の指示の下、痰の吸引などを実施する訪問介護事業所と連携して指導などを行った場合に算定します。
- ※5. サービス提供体制強化加算：(イ)勤続7年以上の者が30%以上。(ロ)勤続3年以上の者が30%以上。
- ※6. 悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者・真皮を越える褥瘡の状態にある利用者・人工肛門または人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者
- ※7. 診療報酬における手順書加算を算定する利用者(対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正)
- ※8. 別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る

定期巡回・随時対応サービス連携

介護保険	単位	金額	負担額 一割の場合
要介護1から4の場合	定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2961単位)	29,610円	2,961円
要介護5の場合	定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 3745単位)	37,450円	3,745円
緊急時訪問看護加算	600単位	6,000円	600円

- ※1. 1月につき2961単位は、准看護師による訪問が一回でもある場合 ×98/100
- ※2. 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示文書の訪問看護指示期間の日数につき減算 -97単位
- ※3. 月途中の訪問開始や途中の訪問終了により場合、または途中で医療保険対応になった場合などは日割り計算となる

医療保険

主治医が訪問看護の必要性を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 負担割合について

- ・ 75歳以上の者は、1割（現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外の一定所得以上の者は2割）。
- ・ 70歳から74歳までの者は2割（現役並み所得者は3割）。
- ・ 70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。

2. 料金について

「2-1. 基本療養費」+「2-2. 訪問看護療養費」+「2-3. 加算（該当する場合）」となります。

2-1. 訪問看護基本療養費(1日に1回)

項 目			料金	基本利用料（利用者負担金）			
				1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	理学療法士、作業療法士 または言語聴覚士		5,550円	555円	1,110円	1,665円	
悪性腫瘍・褥瘡ケアまたは人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門 の研修を受けた看護師が同一日に共同の訪問 ※月に1回限り			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) 同じ建物に複数名のご利 用者様がおられる場合	看護 師	同一日に 2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同一日に 3人以上9 人以下	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円	
		週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円	
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	同一日に2人	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
同一日に 3人以上9人まで	2,780円	278円	556円	834円			
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中（外泊時1～2回）		8,500円	850円	1,700円	2,550円	

精神科訪問看護療養費（看護師・作業療法士共通）

項 目			料金	1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目 まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目 以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者に 1日に2人まで)	週3日目 まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日目 以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者に 1日に3人以上)	週3日目 まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		30分未満	2,130円	213円	426円	639円
	週4日目 以降	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
		30分未満	2,550円	255円	510円	765円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (自宅療養に向けて一時帰宅時)	入院中、1回に限る (厚生労働大臣が定めるもの)		8,500円	850円	1,700円	2,550円

2-2. 訪問看護管理療養費(精神科訪問看護についても同内容)

項目(内容)		料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費	1日目(1日につき)	7,710円	771円	1,542円	2,313円
訪問看護管理療養費 (単一建物居住利用者が20人未満)	2日目以降(1日につき)	3,010円	301円	602円	903円

2-3. 加算(精神科訪問看護についても同内容)

項目(内容)		料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(月1回)		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(月1回)	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	II	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間(90分以上)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
緊急訪問看護加算	イ 月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
	ロ 月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(1日につき)	6歳未満	1,400円	140円	280円	420円
	厚生労働大臣が定める者 ※1	1,800円	180円	360円	540円
情報提供療養費1(月1回) 市町村などから求めに応じ保健福祉サービスに必要な情報提供		1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費2(月1回) 入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供		1,500円	150円	300円	450円
情報提供療養費3(月1回) 保健医療機関等に入院・入所にあたり主治医に情報提供		1,500円	150円	300円	450円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算(適応月/月1回迄)		3,000円	300円	600円	900円
訪問看護医療情報連携加算(月1回)		1,000円	100円	200円	300円
訪問看護遠隔診療補助料(1日につき)		2,650円	265円	530円	795円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(適応月/月2回迄)		2,000円	200円	400円	600円
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1(当該月)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2(当該月)		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
特別地域訪問看護加算		所定額の100分の50に相当する額を加算			
訪問看護ベースアップ評価料(I)		1,830円	183円	366円	549円
訪問看護物価対応料1(1日につき)	月の初日	60円	6円	12円	18円
	※R9年より金額変更あり 月の2日目以降	20円	2円	4円	6円

※1 下記に該当する場合

- (1) 超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療科の施設基準等別表第7(加算説明参照)に該当する疾病などの小児
- (3) 特掲診療科の施設基準等別表第8(加算説明参照)に該当する小児

医療保険での加算説明

24時間対応体制加算 [6,800円/月]

24時間対応体制における看護職員の業務負担軽減の取り組みを行っており、かつ利用者様又はその家族に対して24時間連絡のできる体制及び必要に応じた緊急時の訪問看護を行う体制にある場合ひと月に1回算定されます。

特別管理加算

特別な管理を要する利用者様に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(I) [5,000円/月]	特別管理加算(II) [2,500円/月]
在宅悪性腫瘍等患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者 人工肛門・人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡がある状態 点滴注射を週3回以上行う必要がある状態

退院時共同指導加算 [8,000円/回]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回(厚生労働大臣が定める疾病の方は2回)加算されます。

特別指導管理加算 [2,000円/回]

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」対象者)に対して、退院時共同指導を行った場に退院時共同指導加算に追加して加算されます。

退院支援指導加算 [6,000円(長時間の場合8,400円)/回]

退院日当日の訪問看護が必要である利用者様に、在宅で療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

緊急訪問看護加算 [月14日目までイ2,650円/回・月15日目以降ロ2,000円/回]

利用者様又はご家族様の求めに応じて、主治医の指示のもと緊急訪問を行った場合に1日に1回限り加算されます。

乳幼児加算 [1,400円/日] (精神科訪問看護は対象外)

6歳未満の利用者様へ訪問看護を行った場合に加算されます。

また別に厚生労働大臣が定める者(※1)に該当する場合は、1,800円/日の加算になります。

情報提供療養費 [1,500円/月]

利用者様の居住地を担当する市町村・教育機関・保健医療機関など求めに応じて、連携を図るために必要な情報を提供した場合に加算されます。

看護・介護職員連携強化加算 [2,500円/月] (精神科訪問看護は対象外)

「登録特定行為事業者」として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援した場合に加算されます。

在宅患者連携指導加算 [3,000円/月]

通院が困難な利用者様について訪問診療をする医療機関や薬局などと月2回以上文書等により情報共有し、療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

訪問看護医療情報連携加算 [1,000円/月]

連携する主治医、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、ケアマネジャー(介護支援専門員)、相談支援専門員などとICTツールで、利用者様の医療・ケアに関わる情報を取得及び看護師等が訪問看護を行った際の診療情報等について記録するなどの情報共有を行うことがあります。その情報を活用した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月に1回加算されます。

訪問看護遠隔診療補助料 [2,650円/月]

訪問看護計画に基づき定期的に行う指定訪問看護以外で、主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護師が利用者様と同席の下で緊急に診療を受ける必要があると判断した場合に、看護師が訪問し、診療の補助を行った時、1日につき1回加算されます。

在宅患者緊急時等カンファレンス加算 [2,000円/回]

利用者様の状態の急変や診療方針の変更に伴い、緊急でカンファレンスを行い、共有をした情報をもとに訪問看護を行った場合に加算されます。

遠隔死亡診断補助加算 [1,500円/回]

情報通信機器(ICT)を用いて医師による遠隔での死亡診断を補助した場合に加算されます。

訪問看護ターミナルケア療養費 [25,000 円/回]

ターミナルケアとは終末期のご利用者様に行われる身体的な苦痛を軽減し、精神的な平安をもたらすための看取りケアのことです。当訪問看護ステーションでは主治医と連携しターミナルケアに関わる計画及び支援体制をとっており、訪問看護師が終末期の医療ケア、痛みの緩和の為の療養指導、ご利用者及びご家族への精神的サポートなどを行います。

利用者様が在宅(特別養護老人ホーム等を含む)などで死亡された場合、(ターミナルケアを行った後 24 時間以内在宅以外で死亡した場合を含む) その死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合、該当月に 1 回加算されます。

なお、特別養護老人ホームなどで死亡され、同様の加算が算定されている場合は 10,000 円となります。

特別地域訪問看護加算

利用者様宅までの移動が最も合理的な経路・方法で片道 1 時間以上要する場合に、所定額の 50%に相当する額が加算されます。

訪問看護ベースアップ評価料 I [1,830 円/月]

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に月に 1 回限り算定されます。

訪問看護物価対応料 (月の初日 60 円・月の 2 日目以降 20 円/日)

医療材料費・ガソリン代・光熱費などの物価高騰に対応するため、1 日につき 1 回算定されます。

●特掲診療科の施設基準等・別表第七に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿状態黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

●特掲診療科の施設基準等・別表八に掲げる者

(I)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

(II)在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己尿導管指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者、人工肛門・人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を超える褥瘡がある状態にある者、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

訪問時間に関する加算(精神科訪問看護基本療養費についても同内容)

項目(内容)		料金	1割負担	2割負担	3割負担
●夜間・早朝訪問看護加算 早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時)					
同一建物外 及び 同一建物内 1人又は2人		2,100 円	210 円	420 円	630 円
同一建物内 3人以上9人以下	月15日目まで	2,100 円	210 円	420 円	630 円
	月16日目以降	1,900 円	190 円	380 円	570 円
●深夜訪問看護加算(午後10時～午前6時)					
同一建物外 及び 同一建物内 1人又は2人		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
同一建物内 3人以上9人以下	月15日目まで	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
	月16日目以降	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
●長時間訪問看護加算/90分超 ※2		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円

※2 下記のいずれかに該当する利用者(週1回のみ)

- ・15歳未満の超重症児又は準超重症児(週3回を限度)
- ・特掲診療科の施設基準等別表8(加算説明参照)に掲げる者
- ・特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

訪問回数に対する加算(精神科訪問看護基本療養費についても同内容)

●難病等複数回訪問看護加算			料金	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物内 1人又は2人	1日2回		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上		8,000円	800円	1,600円	2,400円
同一建物内 3人以上9人以下	1日2回		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日 3回以上	月20日目まで	7,200円	720円	1,440円	2,160円
		月21日目以降	6,900円	690円	1,380円	2,070円

複数名で訪問する時の加算(精神訪問看護療養費についても同内容)

●複数名訪問看護加算 訪問者	算定日数	対象者	加算額 (同一建物内1人また2人)			加算額 (同一建物内3人以上9人以下)		
			1割 負担額	2割 負担額	3割 負担額	1割 負担額	2割 負担額	1割 負担額
			看護職員 + 看護師等	週1回	①②③④	4500円		
			450円	900円	1350円	400円	800円	1200円
看護職員 + 准看護師	週1回	①②③④	3800円			3400円		
			380円	760円	1140円	340円	680円	1020円
看護職員 + その他職員	週3回	④⑤⑥	3000円			2700円		
			300円	600円	900円	270円	540円	810円
看護職員 + その他職員	制限無し	①②③	1日に1回 3000円 1日に2回 6000円 1日3回以上 10000円 ※各負担割合にて			1日に1回 2700円 1日に2回 5400円 1日3回以上 9000円 ※各負担割合にて		

<対象者>

- ① 特掲診療科の施設基準等別表第七(加算説明参照)に掲げる疾病等の者
- ② 特掲診療科の施設基準等別表第八(加算説明参照)に掲げる者
- ③ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ⑤ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ⑥ その他の利用者の状況等から判断して、①から⑤のいずれかに準ずると認められる者

<訪問者>

看護職員・・・保健師、助産師、看護師、准看護師

看護職員等・・・保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

その他職員・・・保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者

【その他】

交通費	介護保険による介護サービスの場合は不要です。 対象地域外の場合は、 1キロメートルにつき50円 のご負担となります。 駐車場がない場合、近隣の駐車場利用代金の実費相当額を負担していただきます。	
衛生材料費	介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。ステーションで準備する場合、実費負担となります。	
保 険 適 用 外		
その他の利用	30分未満の訪問看護・訪問リハビリ	4000円
	30分以上1時間未満の訪問看護・訪問リハビリ	8000円
	1時間を超えた場合	30分毎に4000円
	6時～8時、18時～22時訪問の場合加算として	基本料金に25%追加
	22時～6時訪問の場合加算として	基本料金に35%追加
死後処置代	15000円	
病院受診付き添い（1時間毎）	8000円＋交通費実費	
家族の介護負担軽減のための在宅での付き添い	8000円1時間毎＋交通費実費	
運動会や旅行などへの付き添い	8000円1時間毎＋交通費実費	
市役所・区役所・町役場への付き添い	8000円1時間毎＋交通費実費	

※上記に対して消費税を別途頂きますのでご了承ください。

重度の介護・看護が必要不可欠な場合は、個別にご相談ください。

（2）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日当日、訪問までのご連絡	1000円を請求
訪問までにご連絡がなかった場合	利用者負担金の10割

（注）利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（3）支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、15日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の15日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 福岡銀行 黒門支店 普通口座 1734611
現金払い	利用料は1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

8. 緊急時における対応方法

24時間対応体制加算

・緊急時連絡番号

訪問看護ステーションそらから 熊本市東区東野3丁目16-17	① 096-201-3577 ② (予備)
-----------------------------------	--------------------------

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変等の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	TEL ()
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	TEL ()

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 096-201-3511 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

熊本市 介護保険課	096-328-2347
熊本市中央区福祉課 高齢福祉係	096-328-2311
熊本市東区福祉課 高齢福祉係	096-367-9127
熊本市西区福祉課 高齢福祉係	096-329-5403
熊本市南区福祉課 高齢福祉係	096-357-4129
熊本市北区福祉課 高齢福祉係	096-272-1118
嘉島町在宅医療・介護連携相談窓口	096-237-2981
益城町役場 いきいき長寿課・介護保険係	096-286-3111
菊陽町 健康福祉部 介護保険係	096-232-2508
熊本県国保連合会 介護サービス相談窓口	096-214-1101

11. ハラスメントの防止

(1) ハラスメントとは、身体的な暴力・性的言動・侮辱的な言動・不必要な身体的接触などの身体的・精神的に他者に不利益や不愉快さを与える行為と定義します。

事業者は、ハラスメント防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. ハラスメント対策委員会を設置し、定期的開催します。
2. 各種ハラスメントに対して啓発・普及するための研修を実施します。
3. 従業員が、利用者や擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による各種ハラスメントを受けた場合は、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置、利用契約を解除する場合があります。

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 理学療法士等のリハビリテーション中心としたサービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に当たり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化などに合わせた定期的な看護職員による訪問を行います。
- (2) 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションであり看護職員の代わりに実施する訪問です。

1 4. 守秘義務

- (1) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、並びに介護支援専門員及び居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。なお、これらの連携を迅速かつ円滑に行うため、厚生労働省のガイドラインに準拠した I C T ツール（MCS・チャットワーク等）を用いて情報の共有・連携を行うことがあります。
- (3) 前項の連絡調整を迅速かつ円滑に行うため、事業者は厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に準拠した I C T ツール（「メディカルケアステーション” MCS” ・チャットワーク等）を使用し、関係機関との間で、病状やケア情報の共有・連携を行うものとします。これら I C T ツールの使用にあたっては、端末の暗号化やパスワード管理等のセキュリティ対策を万全に期すものとします。
- (4) 事業者は、主治医が「緊急に診療が必要」と判断し、かつ情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行う際、看護師が利用者の自宅に同席し診療の補助（遠隔診療補助）を行う場合があります。その際、オンライン診療に必要な通信機器の操作や、医師の指示に基づく必要な処置・情報の伝達等について、利用者の同意を得て実施するものとします。
- (5) 前各項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005 年法律 124 号）に定める通報が出来るものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項の説明を致しました。

事業者 所在地 福岡市東区松島4丁目1番15号
事業者(法人名) 株式会社カラーズハウス
説明者職・氏名 代表取締役 徳久徹也 印

事業者(事業所名) 訪問看護ステーションそらから
所在地 熊本市東区東野3丁目16番17号
説明者職・氏名 印

重要事項の説明確認および同意署名

私は、本書面にに基づき重要事項および以下の項目について詳細な説明を受け、個別に同意いたしました。

(説明を受けた項目に☑を入れてください)

- 緊急時訪問看護加算及び24時間対応体制加算の体制と費用について、事業者が定める要件を満たす場合には法令等に基づき算定され利用者負担額に反映されること
- 複数名による訪問看護の実施について、利用者様の状態や安全確保等の観点から、法令等に基づき複数の看護師等による訪問を実施し、要件を満たす場合には利用者負担額に反映されること
- ICTツールの活用および情報共有について、法令等に基づき、要件を満たす場合には利用者負担額に反映されること
- 遠隔診察補助の実施について、主治医等の指示に基づき、事業者が遠隔診療に必要な補助を実施する場合、法令等に基づく要件を満たす場合には利用者負担額に反映されること
- ターミナルケアの実施および算定について、利用者及び家族の意向を踏まえ、主治医等と連携のうえターミナルケア加算を実施する場合、法令等に基づき要件を満たす場合には利用者負担額に反映されること

利用者 住所
氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)
住所
本人との続柄
氏名 印

立会人 住所
氏名 印

